

白石町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



令和3年12月
令和6年6月改訂
佐賀県杵島郡白石町

目 次

1 基本的な事項	
(1) 白石町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	10
(3) 計画	11
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	11
3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	15
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	18
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	21
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	28
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計画	4 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 3
1 3 その他地域の持続的発展に關し必要な事項	
(1) 現況と問題点	4 4
(2) その対策	4 4
(3) 計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 4
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	4 5

白石町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 白石町の概況

① 概要

白石町は佐賀県の南西部、佐賀市中心部から25km 圈内に位置し、北は六角川を境に大町町、江北町、小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南部は有明海に面している。

町西方の杵島山系から東方へ広がる広大な白石平野は、古く弥生時代から自然陸化し、中世より現代まで幾多の干拓事業で造成されている。特色としては粘質土壤で、米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっている。また、六角川や塩田川をはじめとする川は、地域にうるおいを与えるながら、宝の海とも言われる有明海に注いでいる。

平成17年1月1日に白石町、福富町、有明町が合併し現在の白石町が誕生した。東西14km、南北10km、総面積99.56km²の広さを持ち県土の約4.1%を占める。

地理的条件は、西部は杵島山地が南北に連なり、北部は六角川、南部は塩田川に接し、肥沃な白石平野が広がっている。六角川や塩田川から流れ出した細粒土や、有明海の潮流にのって筑後川や嘉瀬川から運ばれた細粒土が、白石平野地先に多く堆積してきた結果、白石平野の土はきわめて重粘土の土質から成っている。

年平均気温は約16°C、降水量は1,700mm前後で、平坦地では、冬は北西の季節風が北部山地を越えて吹き寄せるため寒く感じられるが、全体としては比較的温暖な気候となっている。

町の中心部を国道207号、JR長崎本線が南北に並行して走り、東西には県道武雄福富線、更に東部の有明海側は国道444号が走るとともに、令和3年7月には有明海沿岸道路が開通した。これらと町道などが交差し、生活・産業・経済の重要な基盤となっている。

② 過疎の状況

昭和35年に4万人を超えていた白石町の人口は一貫して減少し、平成27年現在の人口は23,941人と、この55年間で約40%減少している。さらに、令和27年には15,000人を下回ると予測される。

人口流出は現在も続いている、昭和35年6.9%だった高齢者比率は、平成17年には27.9%、平成27年は32.4%と高齢化に歯止めがかからない情勢となっている。

本町では、平成22年度から令和2年度まで過疎地域自立促進法により過疎地域に指定をされており、この間も過疎地域自立促進のため各種施策を積極的に推進し、産業の振興や生活環境の整備、農林水産業の基盤整備を行ってきた。この結果、一定のインフラ整備は完了したものの、十分に住民ニーズを満たしたとは言えず、今後も各分野にわたって適切な整備が必要となっている。

また、本町の基幹産業である農漁業分野においては、基盤整備等の施策を推進し振興を図ってきたが、労働力の高齢化や収入の減少等が従事者の生産意欲を減退させ、農業従事者の減少や後継者不足が進み、今後、農地が荒廃する恐れがある。結果、生活環境や生産機能に支障をきたすとともに、農漁業労働力の低下が、地域産業経済の発展に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

今後は、地域産業の振興と、若者が定住できるような魅力あるまちづくり（定住促進）、少子高齢化社会への対応、まちの良さをアピールし再認識する地域間交流、高度情報化社会への対応を柱に、地域経済の持続的発展を目指す。

③ 産業構造の変化

産業別就業構造では、昭和35年の第一次産業は12,732人（構成比率66.0%）であったが、平成27年には3,606人（28.3%）と減少している。第二次産業は、同期1,846人（9.6%）であったのが2,411人（18.9%）、第三次産業は、4,717人（24.4%）が6,735人（52.8%）となっている。第二次産業・第三次産業の構成比率はそれぞれ増加しているが、第一次産業は大幅に減少している。また、就業者総数では、昭和35年に19,302人であったのが、平成27年には12,752人と6,550人減少している。

これは、本町がこれまで、稲作を中心とした農業と、ノリ養殖業を中心とした漁業を主産業としてきたが、米価の低迷や農産物の輸入自由化等による農業所得の低下、後継者不足などにより、第一次産業の担い手である農漁業従事者が他産業へ移行したことが大きな要因となっている。

また、商業についても、大規模小売店舗法の改正に伴い、近隣市町への大型店の進出などにより消費者の流失が著しく、近年の新型コロナウイルスの影響も重なり、大きな打撃を受けている。

こうしたことから若者は、農漁業や商工業の後継者として就業せず、より高収入で安定的な収入を得られる第二、第三次産業へと職を求め、結果、農漁業や商工業従事者は高齢化が進み、後継者不足が深刻な問題となっている。

（2）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査における白石町の人口の推移をみると、昭和35年をピークに減少の一途をたどっている。これは、主に高度経済成長により大都市へ流出したためであるが、経済情勢の変化等により、都市への流出傾向は薄れ、昭和55年・昭和60年には町の人口減少率は0.6%、0.9%とかなり鈍化した。ところが、その後の日本経済の急速な回復に伴い、期待していた以上のリターン人口の増加がなく、再び人口は減少傾向にある。平成27年度時点では、24,000人を切り、人口減少率は11.5%となり人口減少に歯止めのかからない状態となっている。

人口の年齢構成状況をみると、高齢人口である65歳以上の占める割合が極めて高いことが注目される。平成27年における高齢人口構成比は、全国が26.7%、佐賀県が27.7%であるのに対し、本町は32%を示している。

今後も人口の減少傾向と高齢化は続くものと想定され、令和27年に人口は15,000人を下回り、高齢人口比率は46%を超えることが見込まれている。

これから町の持続的な発展のためには、定住促進施策や雇用の拡大を図り、人口の減少を防ぐことが重要な課題である。そのためには、空き家・空き地バンク事業などの移住・定住事業や子育て支援に積極的に取り組むとともに、本町の持つ自然資源を活かした食料供給基地としてのまちづくりを目指し、地場産業の育成や振興が不可欠である。

また、今後開通を予定している九州新幹線西九州ルートや有明海沿岸道路などによるヒト・モノの流れを十分に活用しながら、食料供給基地であることを全面的にアピールするとともに、自然環境を活かした、町外から訪れた人達が気軽に滞在・居住できるような魅力あるまちづくりを行っていく必要がある。

② 産業の推移と動向

産業別就業人口数からみると、平成17年から平成27年までの10年間に14,428人から12,752人となり1,676人減少している。

産業別の就労人口については、第一次産業でこの10年間に828人と減少総数の49%以上を占めている。

第一次産業については、町の主要産業である米や農産物の価格下落、後継者不足等により、今後も減少傾向にあることが予想される。

白石町では依然として町内の就業先が少なく、サラリーマン家庭では町外への通勤が常態化している。町内への就業者をみると、多くが高齢者や女性の農漁業就業者であり、兼業農家となっている。その兼業農家が農家戸数の半数以上を占め、他市町へ通勤しながら農地を守っているのが現状である。

一方で農業基盤整備は進み、少しづつではあるが、大規模経営体や集落営農組合への農地の集積が進んでいる状況である。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	40,203	31,974	△20.5	30,539	△4.5	27,057	△11.4	23,941	△11.5	
0歳～14歳	13,953	7,505	△46.2	6,029	△19.7	3,948	△34.5	2,961	△25.0	
15歳～64歳	23,468	20,608	△12.2	18,866	△8.5	15,569	△17.5	13,232	△15.0	
うち15歳～29歳(a)	9,013	6,726	△25.4	4,994	△25.8	3,968	△20.5	3,041	△23.4	
65歳以上(b)	2,782	3,861	38.8	5,644	46.2	7,540	33.6	7,748	2.8	
(a)/総数 若年者比率	22.4	21.0	-	16.4	-	14.7	-	12.7	-	
(b)/総数 高齢者比率	6.9	12.1	-	18.5	-	27.9	-	32.4	-	

表 1-1(2) 人口の見通し

(単位：人、%)

区分	令和7年		令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	20,572	△14.1	18,941	△7.9	17,394	△8.2	15,868	△8.8	14,299	△9.9
0歳～14歳	2,286	△22.8	1,998	△12.6	1,751	△12.4	1,532	△12.5	1,329	△13.3
15歳～64歳	10,254	△22.5	9,062	△11.6	8,090	△10.7	7,182	△11.2	6,345	△11.7
うち15歳～29歳(a)	2,270	△25.4	1,948	△14.2	1,744	△10.5	1,518	△13.0	1,331	△12.3
65歳以上(b)	8,032	2.8	7,881	△1.9	7,553	△4.2	7,154	△5.3	6,625	△7.4
(a)/総数 若年者比率	11.0	-	10.3	-	10.0	-	9.6	-	9.3	-
(b)/総数 高齢者比率	39.0	-	41.6	-	43.4	-	45.1	-	46.3	-

（3）行財政の状況

① 行政の状況

平成17年1月に白石町、福富町、有明町の3町が合併し、新たな白石町となった。旧有明庁舎を本庁とし、残りの2庁舎を支所として使用する本庁方式を採用したが、平成22年1月に新庁舎が完成すると同時に本庁方式を廃止し、現在に至る。

本町の行政組織は、町長部局が12課37係、教育委員会が2課11係、会計室、農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員となっている。きめ細やかな行政サービスが求められている今日、住民との対話を重視し、開かれた魅力ある地域社会を築くために広域行政を推進しており、一部事務組合による、し尿処理業務、ごみ処理業務、広域消防、電算センター、葬斎公園管理運営、介護保険事業等を行っている。また、令和2年度から町内全域の水道事業を佐賀西部広域水道企業団が行うこととなった。

町内では149行政区が組織されており、住民の声を行政に反映させるとともに、行政の情報を速やかに伝えるための大きな役割を果たしている。一方で、地理や地形の関係から10世帯程度の小規模な行政区もあり、少子・高齢化の影響も含めて、社会機能、集落活動に支障をきたす可能性がある厳しい状況である。

今後は、地方分権の進展に伴い、地域の特性を活かした持続的、発展的なまちづくりを推進していく必要がある。

② 財政の状況

財政の状況については、行政需要の多様化や高度化等による財政需要の増加、合併後に借入れた地方債の償還が多額となっていることなどにより、財政規模は合併当初は増大したが、その後は歳出の見直しや行財政改革等の取り組みにより、歳出総額は平成22年度の14,578百万円と比べ、平成27年は14,354百万円と減少。しかし、令和元年度は15,081百万円と再び増加しており、今後も義務的経費等の増加などから、歳出額の増加傾向が続くことが予想される。

令和元年度の財政状況は、地方交付税を除いた税収等の自主財源の割合は、わずか35%あまりに過ぎず、財源の多くを地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない財政運営を強いられている。

歳出の中では、普通建設事業費が増減を繰り返しているが、これは平成22年度に新庁舎建設、令和元年度は道の駅しろいし整備事業が終了したためである。

財政力指数は、ほぼ横ばいで推移しているが、これは基準財政需要額の減少等による計算上のものであり、実質的には人口の減少や全国平均を上回る高齢化率に加え、基幹産業である第一次産業の低迷等による税収の伸び悩みのため、財政基盤は弱く、県内市町平均を下回っている。今後も町税などの歳入の大幅な増加は見込まれないため、引き続き歳出削減や税徴収の強化を行い、財政基盤の強化に努める必要がある。

また、令和元年度の経常収支比率は96.6%と、公債費や繰出金など歳出経常経費の影響のため、依然として高い水準であり、県内の市町平均を上回っている状況である。今後は起債抑制や事業計画の見直し等、後年度への負担を十分考慮した財政運営に努める必要がある。

表1-2(1)市町村行財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	14,863,597	14,737,225	15,496,885
一般財源	8,337,993	8,294,033	7,728,666
国庫支出金	2,299,455	1,039,396	1,044,950
都道府県支出金	1,486,259	1,164,899	1,597,177
地方債	1,268,700	2,336,600	1,856,200
うち過疎対策事業債	0	1,882,800	1,297,500
その他	1,471,190	1,902,297	3,269,892
歳出総額B	14,578,592	14,354,176	15,081,036
義務的経費	5,285,121	5,544,006	5,668,641
投資的経費	3,920,926	1,191,824	2,086,122
うち普通建設事業	3,920,076	1,191,824	2,031,411
その他	5,372,545	7,618,346	7,326,273
過疎対策事業費	-	1,946,296	1,440,692
歳入歳出差引額C(A-B)	285,005	383,049	415,849
翌年度に繰越すべき財源D	61,364	104,796	70,303
実質収支C-D	223,641	278,253	345,546
財政力指数	0.32	0.34	0.33
公債費負担比率	13.8	14.8	16.6
実質公債費比率	11.4	6.9	9.2
起債制限比率	8.4	-	-
経常収支比率	79.8	86.4	96.6
将来負担比率	32.1	3.4	15.8
地方債現在高	15,365,640	14,235,946	13,915,223

表 1-2(2) 主要公共施設の整備状況

区分	昭和 55年度末	平成 2年度末	平成 12年度末	平成 22年度末	令和 元年度末
市町村道					
・改良率(%)	36.8	59.8	88.3	90.5	91.1
・舗装率(%)	69.6	72.5	94.6	95.5	95.8
農道					
・延長(m)	222,895	194,383	394,142	328,075	363,349
・耕地1ha当たり農道延長(m)	38.1	31.0	64.3	55.1	62.0
林道					
・延長(m)	22,628	18,633	19,990	20,259	18,509
林野1ha当たり林道延長(m)	28.8	22.1	24.4	22.7	17.3
水道普及率(%)	99.4	99.8	99.8	99.8	99.8
水洗化率(%)	-	2.6	17.0	41.3	71.0
人口千人当たり病院、診療所の 病床数(床)	-	-	30.5	31.4	27.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、まちづくりの将来像である「人と大地が　うるおい　輝く　豊穰のまち」の実現を目指し、過疎地域の人々、自然環境、伝統文化などの地域の持つ資源を活用した地域づくりを展開することにより、「地域の一体化」と「地域全体の発展」という新たな視点からのまちづくりを推進していくこととする。

これらを実現するため、次の6つの柱を基本方針としてまちづくりを推進する。

① ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

町の一体化を強化するために道路網の整備や高度情報化を推進し、住民生活の利便性を高め、誰もが安心して、心にゆとりとうるおいをもって生活できるような、美しく快適な住みよいまちづくりを目指す。

② 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

保健・福祉・医療の連携を強化し、きめ細かい保健福祉施策を推進する。

将来を担う子どもたちを安心して健やかに育てることができる環境づくりと高齢者や障がい者がいきいきと生活できるまちづくりに努め、すべての人の人権が尊重され、しあわせな生活を送ることができる社会の実現を目指す。

③ 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

地域特性を生かした農林水産業・商工業の振興を図る。

また、特産加工品の創造等付加価値づくりに取り組み、新たな地域の活力を創造する。さらに、各種観光施設の充実、整備やネットワークを拡充するとともに、効果的なPRに努め、県内外からの集客力を高めることで、活気と魅力あるまちを目指す。

④ 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

住民だれもが生きがいを見いだし、さらにその人ならではの創造性を輝かせができるよう生涯学習を積極的に推進する。

そのために、将来を担う幼児や児童・生徒を、個性豊かにのびのびと育む環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで、生涯学ぶ姿勢を支援する各種施設や地域イベントを推進する。また、それぞれの地域の歴史や伝統・文化を次世代に継承するとともに、新たな地域文化の創造に努める。

⑤ 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

地域の貴重な環境資源である有明海や農地、杵島山等の恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、自然環境と共生した循環型社会を構築し、魅力ある居住環境を守る。

⑥ 参加と協働で築く町民主体のまち【町民参加・町民協働】

住みよい開かれた町をつくるため、一人ひとりが開かれた明日の郷土を築くという意識を持ち、住民と行政が共に考え、共に行動することができる仕組みを整え、住民主役のまちづくりを推進する。

また、社会構造や生活形態の変化に伴い、多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる行政組織の構築と効率的な財政運営に努める。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

本町では、平成27年11月に策定し、令和2年3月に改定した「白石町人口ビジョン」において、目標人口を以下のとおり定めている。

地域の持続的発展のための基本目標

○人口

年度	令和7年(2025年)	令和22年(2040年)	令和42年(2060年)
社人研推計	20,572人	15,868人	10,120人
目標	20,615人	16,061人	11,137人

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、本計画の目標値は「白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「白石町人口ビジョン」に基づいていることから、外部有識者を交えた「白石町まち・ひと・しごと創生推進会議」において毎年度実施する。

（7）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方方に沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

2 移住・定住・地域交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口は減少傾向にあり、今後もその傾向は続いていると予想している。人口減少は全国的な傾向であるが、本町においては、若い世代が都市部に流出する社会減と、出生率の低下という自然減が顕著であり、人口減少が続く要因となっている。

人口減少が続くと、地域コミュニティ機能が低下し今までどおりの住民生活を維持することが困難となることが懸念されるため、移住者に対する支援や定住者を増やす取り組みを強化する必要がある。

町内の空き家数については近年増加傾向にあり、適正な管理がなされていない空き家も目立っている。管理不全の空き家は、周囲の環境等に様々な悪影響を及ぼすことから、所有者等に対し適正な管理が求められる。その上で、適正に管理されている空き家等については、空き家・空き地バンク制度を活用するなど、移住・定住の受け皿としての有効活用が求められている。

地域間交流の促進における「まちおこし事業」については、町の特産物の宣伝や都市の人々と町民の出会いを通して白石町の良さと魅力をPRすることにより、町民自らも町に誇りを持ち積極的にまちづくりに参加してもらうことを目的としている。今後も更なる各地域の各種団体間などの交流を深めるためには、団体のリーダー交歓会などを実施し、地域活動を促進することが重要であり、こうした活動機会の充実、及び気軽に参加出来る環境づくりに努める必要がある。また、単発的な開催ではなく、継続して滞在型交流や体験交流などを開催することで、地域の魅力を発信し、都市住民の往来や定住に結びつくよう努めることも重要である。

人材育成については、若年者に対し産学官等が連携して地域に対する誇りや自信を持つ取り組みを行い、将来的に町内に居住し県内で就職する、または町外に居住しても町内で就職する等の地域に根ざした人材の育成が課題となっている。

(2) その対策

① 移住・定住の促進

佐賀県や認定NPO法人ふるさと回帰支援センター等と連携しながら、本町の魅力を移住フェアやイベントなどで情報発信することで、関係人口の増加および移住の促進を図る。また、移住を検討している人がお試して白石町の暮らしを体験できるようなお試し住宅の整備を検討する。

移住や定住の受け皿となる空き家・空き地バンク制度を充実させ、制度を活用した移住者に対し、空き家の改修費用や、空き地への住宅新築に対する助成を行い、移住先として選ばれる白石町を目指す。また管理不全の空き家については、白石町空家等対策計画に基づき、所有者等に対して問題解決に向けて適正な助言・指導を行う。

② 地域交流の促進

近年、自然豊かな農山漁村で休暇を過ごしたいという人々が増え、グリーンツーリズムが提唱されている。豊かな自然、資源、伝統ある文化を活かし、都市住民と地域住民との交流を通して、地域社会の活力を育む必要がある。通年的な滞在型交流や体験交流を実施し、それに必要な施設の整備や施策の実施を行うとともに、道路利用者が安心して利用できる休憩施設機能をあわせた新たな地域活力の創出のための施設として道の駅しろいしを活用し、地域交流の促進を図る。また、ケーブルテレビやインターネット等を活用し、総合的な生活関連情報や産業・文化情報を効果的に収集・提供することによる新たな連帯・連携意識の醸成と、情報による地域間交流の促進も図っていく。

③ 人材育成

佐賀農業高等学校および白石高等学校が、町内において産学官等が連携する取組を実施する場合に、取組に要した費用の一部を助成する。町内にある高等学校の生徒が町内企業等と連携する取組を行うことにより、将来的な関係人口の創出や地元定着、および郷土愛の醸成を図る。

（3）計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	・移住・定住	空き家・空き地バンク事業 移住・定住促進事業 住まいる“しろいし”応援事業 東京圏在住者移住支援事業	町	
	・地域間交流	まちおこし事業補助	町	
	・人材育成	若年者地元定着促進事業	町	
	・その他	婚活サポート事業 結婚新生活支援事業	町	
	(5)その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方方に沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農業

本町の農業は、平坦で肥沃な土壤条件を活かし、米、麦、大豆を基幹にタマネギ、レンコン、キャベツ、レタスなどの露地野菜の大規模土地利用型農業やイチゴ、アスパラガスなどの施設園芸が盛んな地域である。さらに、肉用牛の肥育など畜産業も行われており、複合的な農家経営で高い農業生産を誇り、県内においては有数の食料生産基地という位置付けにある。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は厳しく、米などの農産物需給の不均衡、担い手の高齢化と兼業化の進行、経営規模拡大の遅れ、農産物輸入自由化に関わる価格の低迷や多発する大雨などの自然災害による収量低下など多くの課題を抱える中、集落経営体の法人化による経営力の向上と担い手となる認定農業者及び認定新規農業者の育成確保など、徐々にではあるが強い農業づくりが育成されつつある。

農産物の安全性については、消費者の多大な関心があり、食料生産基地としてはより一層の意識改革と指導の徹底が求められている。さらに従来からの米政策の見直しが行われている情勢のなかで、今後の農業生産・流通・販売体制も変革の時期にあると考えられる。

このような中で、町の発展に大きく寄与してきた農業を今後も町の基幹産業として振興していくためには、担い手の育成に力を入れ、自然豊かな農村を守りながら、高品質な作物を供給することはもちろんのこと、多様化する消費者ニーズや、今後到来する国際的な価格競争にも対応しうる農業に育っていくことが重要である。

② 林業

本町の森林面積は総面積の10.7%に当たる1,067haで、小規模ながら地質や気候条件には比較的に恵まれている。民有林面積は852haで、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は379haであり、人工林率は44.5%と県平均67.1%より下回っている。町の西部に森林が存在しているが、35年生以下の若い林が95.1ha、25.1%と民有人工林の半分以下であることから、今後は保育及び間伐を適正に実施していくことが重要である。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、収益性の悪化、木材価格の長期低迷、労働力の高齢化や後継者不足など多くの問題が表面化し、林業そのものに対する魅力が薄れているのが現状である。

このような状況に対応するため、林道等の生産基盤の整備、生育不良の森林から適地樹種への転換、担い手の確保・育成などを推進している。

また、環境問題の深刻化やエネルギー問題など環境意識が高まるなか、安全で快適な生活のためには、森林の持つ自然環境機能は必要不可欠なものであり、後継者の確保や森林ボランティアの育成などにより森林の再生を図ることは、町の重要な課題のひとつである。

③ 水産業

有明海は、潮の干満の差が大きく、干潮時には有明海特有の広大な干潟ができ、そこに河川から流入する水は栄養が豊富で、ムツゴロウ、ワラスボ等が生育する漁場となっている。また、ボラ類、グチ、コノシロ、エビ、アゲマキ、サルボウ、カキ、アサリ貝等多種にわたる魚介類が水揚げされており、これらは有明海の珍味として好まれている。

本町の水産業の基幹であるノリ養殖業を取り巻く情勢は、価格の低迷、設備経費の増大、就業者の高齢化、後継者の不足、有明海の環境悪化など多くの問題により極めて厳しい状況にある。これらの問題に対処するため、養殖管理の適正化、良質製品の生産と適正規模への誘導、協業化・団地化等による経営の安定化に積極的に取り組む必要がある。

海面漁業については、アサリ、サルボウなどの魚介類の漁獲量減少などが漁業経営を不安定にしており、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な管理・保全による漁業経営の安定化の促進がこれまで以上に必要となっている。

漁港施設整備については、漁家の生産基盤でありこれまで整備を進めてきたが、今後も高齢者や女性が安心して働くことができるよう、安全性、機能性、快適性などの就労環境の整備や、観光漁業、海洋性レクリエーションなどに配慮した「地域水産業の拠点」としての施設整備が求められている。

また、有明海の干潟自体が貴重な財産であり、観光施設の充実などを検討して、観光漁業を展開することも、今後の課題の一つである。

④ 商工業

本町の商業は、そのほとんどを町内購買力に依存している。しかし、近年の景気後退や、経営主の高齢化、後継者不足などにより、休・廃業店が増加し、全体的に散在化の傾向にある。さらに、近隣市町への大型店の進出やネットビジネスの進展、消費者ニーズの高度化などにより、町内の購買力が町外へ流出する傾向が強まっている。

町内商業者や商工会においては、ポイントカードやプレミアム商品券の発行など独自の創意工夫により地域経済の活性化に取り組んではいるが、なかなか効果が上がらないのが現状である。

今後も、消費の多様化・個性化が一層進むことが予想され、このような動きに対応するためには、商店街の再編を進める一方、経営者の育成と商業団体の組織化により、消費者ニーズに対応した活気とにぎわいのある商店街づくりが必要となっている。

工業について、平成5年に食品製造業の企業が進出して以降、本町には主だった企業の進出がなく、工業の振興や町内への雇用の場の確保の観点からも企業誘致の推進が求められている。

製造業の企業誘致には、企業進出の受け皿となる産業用地の確保が必要となるが、町で産業用地を造成することは地理的条件や法規制条件を考慮すると非常に困難であるため、産業用地となり得る民間用地を活用しながら、誘致活動に努める必要がある。また、近年働き方が多様化する中で、都市部に集中していたＩＴ関連企業の地方移転や、サテライトオフィスを開設する動きが活発となっている。本町においてもＩＴ関連企業の誘致について、調査や検討を進める必要がある。

⑤ 観光

歴史文化と自然豊かな杵島山系と、ムツゴロウで有名な有明海などの特有の資源を活用しながら、レクリエーション施設として「むつごろうカントリークラブ」「スカイパーカークふれあい郷」などの既存の施設、近年整備が行われた「しろいしパークゴルフ場」等が地域の拠点として定着しつつある。

また、歌垣の郷ロードレース大会、しろいし歌垣春まつり、しろいし夏まつり、しろいしひったんこまつりといった、温暖な気候に恵まれた自然や特産物を生かしたイベントも多数行われてきた。

また、令和元年6月に道の駅しろいしがオープンし、町内の新たな観光スポットとしても注目されている。

今後も、近年の社会経済環境の変化によって、観光資源も多様化することが予測されることから、自然回帰・ゆとり・癒し等と言われるような観光・レクリエーションに対する多様なニーズに応えられる観光資源の開発を推進し、新しい特産品やイベント開催等が求められている。

⑥ 地場産業の振興及び起業の促進

これまでの本町の産業は、生産・流通・加工・消費活動等に対する検討を同一業種内で行っている傾向があった。生産性や収益性の向上に対する検討も同様の事が言える。

しかし、消費者のニーズは多様化しており、例えば、農業就業者だけというような同一業種だけでは対応できない状況となっている。平成26年度から開始した6次産業推進事業においては7年間で86品目の6次産品が開発され、今後はさらなる、生産性の向上、地場産業の振興や起業の促進を図ることが求められている。

(2) その対策

① 農業

農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るため、水資源の確保に努めるとともに、土地基盤及び施設整備による農業生産基盤の整備や機能回復を進める。

肥沃な土壌条件を活かしたタマネギ、レンコン、キャベツ、レタスなどの露地野菜や新しいシステムを取り入れた施設園芸への施設・機械整備取組への支援を行ない園芸農業産出額の向上を図る。

また、肉用牛等の畜産業に対しては新しい技術導入、ブランド化の確立によるイメージアップ等により、付加価値を高めた農産物の販売促進や経営基盤の強化・拡大を図る。

また、イチゴ、アスパラガス、小ねぎについてはリース方式の園芸団地を整備し、新規就農者や規模拡大希望者の農地確保を支援するとともに、技術面・経営面での支援体制を整え産地の活性化を図る。

さらに、米・麦・大豆については、国の食料・農業・農村基本計画により個別経営体への農地の集積・集約にあわせて、集落営農法人の育成・経営強化をさらに推進し、農業経営の安定に努める。

また、次世代を担う若手経営者の育成、新しい特産物の開発・加工、地産地消活動、各種関係団体への支援等を積極的に推進する。あわせて、農業を支えている女性や高齢者においても、その感性や消費者に近い感覚を農業経営に活かすため、家族経営協定締結などを推進し積極的な経営への参画を図る。

② 林業

森林の持つ水源涵養機能、土砂流出防止、保養などの公益的機能を高めるため、森林資源の保全と多面的な活用を図る。

また、重要な生産基盤である林道・作業道網を整備し、生産活動の円滑化、効率化を図ると共に、林業従事者の高齢化に対応するため、森林組合を中心として担い手の確保・育成に努める。

森林の健全な育成を図るため、計画的な森林施業を推進するとともに、保安林及び生活環境保全林の保全、伐採地への植栽、適正な樹種への転換など計画的な森林の整備と保育に努める。

③ 水産業

有明海の代表的な海産物である海苔の品質向上を図るため、現在、実施されている集団管理をさらに推進し、団地化・協業化による労働力の軽減や生産コストの低減を図ると共に、品質・安全・衛生等のハイレベル化を追求した生産システムを構築し、経営の効率化と安定を図る。

稚貝の沈着促進、海底耕耘等により、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な管理・保全を図る。

また、漁港や水産関連施設の整備等によって、良質な水産物を安全で効率的に供給し、就労環境の向上及び漁村の総合的な振興を図る。

有明海産水産物のブランドイメージの形成に取り組むとともに、多様化する消費者ニーズに対応した流通等の体制整備を促進する。

④ 商工業

商業については、消費者ニーズを的確に把握した個性的な店づくりや経営者の育成を支援するとともに、地域商業団体の支援に努め、人とのふれあいを大切にし、地域に密着した魅力ある商店街の振興を図る。そのための中核的な役割を担う商工会の育成に努め、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を推進する。

工業については、地域経済の活性化を図るため、既存企業の育成・支援を行うとともに、地元の特産物を生かした食料品工業の育成に努める。

佐賀県や県内20市町で構成する佐賀県企業立地推進協議会と連携しながら、企業訪問を実施し、業界動向や設備投資の情報収集をすることにより、本町への企業誘致の機運醸成を図る。

産業用地の確保について、引き続き適地と思われる民間用地の探索を行うとともに、学校再編後の跡地等の公共用地を産業用地として活用できないか検討を行う。なお公共用地を産業用地とする場合は、必要に応じて接続道路や排水路の整備等の周辺整備を検討する。

I T 関連企業の誘致について、受け皿となる企業のオフィスとして活用できるような物件を探査し、企業に紹介出来る物件の確保に努める。

また、本町へ進出を検討する企業に対する進出の後押しの一つとして企業誘致に関する補助制度（設備投資額や新規地元雇用者数に応じた補助金等）の制定を検討する。

⑤ 観光

新たな観光スポットである道の駅しろいしを核に、本町の持つ有明海、白石平野、杵島山の豊かな自然や歴史・文化等の観光資源のネットワーク化を図り、魅力あふれるふるさとづくりを推進する。

観光パンフレット、広報、マスマディア、S N Sなどを通じて、本町の良さを広くアピールすることにより、観光名所としての位置付けを確立する。また、観光の観点からも考慮した、社会基盤の整備を行うとともに、観光拠点・観光ルートの整備と町民の観光客へのもてなしの心の育成を図る。

地域間の交流と併せて、農漁業体験のできる施策を展開し、農産物を栽培から収穫まで隨時体験することのできる事業展開を実施する。

⑥ 地場産業の振興及び起業の促進

これまでに開発された6次産品を本町の新たな特産品と捉え、販路を拡大し、本町のPRに繋げる。

特に安全で安心なものを消費者に提供し、町内産物の良さを広く宣伝するための拠点として道の駅しろいしや直売所の活性化を喚起していく。

また、今後も起業者と農林水産業者等が連携して、地域の農畜産物や魚介類等を活用した菓子、漬物等の商品化や付加価値を高めるためのブランド化、新規農産物(璃の香)の産地化を目指した支援等を行い、過疎地域における起業の促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1)基盤整備			
	・農業	国営筑後川下流白石土地改良事業 筑後川下流土地改良事業 用排水施設整備事業 農道・農作業道整備事業	国 国・県 県・町 県・町	
	(2)漁港施設	漁港整備事業（住ノ江・新有明）	町	
	(3)経営近代化施設			
	・農業	さが園芸生産888億円推進事業 佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費 さが肥育牛・自給飼料生産拡大施設等整備事業 産地生産基盤パワーアップ事業 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	當農集団 當農集団 當農集団 當農集団 當農集団	
	・流通販売施設	第2期道の駅しろいし整備事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	・第1次産業	しろいし農業塾 経営継承・発展等支援事業	町 町	
	・企業誘致	企業誘致対策推進費	町	
	・その他	ふるさと応援事業 しろいしブランド確立対策事業 新規農産物作付拡大推進事業	町 町 町	
	(11)その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
白石町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

① デジタル化の推進

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の普及率の上昇により、情報通信技術（ＩＣＴ）は大きく進展し、社会経済活動や、日常生活において必要不可欠な手段となり、個人や企業が場所や時間を問わず様々な状況で情報を得ることが可能となっている。

一方、少子高齢化の進む本町においては、ＩＣＴの利活用だけでは広く情報を得ることが難しい高齢者に対する配慮は欠かすことはできず、また、国の施策で進める市町村業務のデジタル化による各行政システムは、「デジタルガバメント実行計画」で示されたところであり、本町に合ったデジタル社会の構築はこれからの展開である。今後は「あらゆる手続が役場に行かずにできる」「必要な給付が迅速に行われる」など、利用者がサービスの恩恵を実感できる施策の実現が必要である。

② 防災対策における情報化

防災体制における情報化については、防災行政無線の整備や各家庭への戸別受信機の設置により整備体制は着実に整えつつある。

しかしながら、近年の大規模化する台風や豪雨災害に伴い、安心・安全な生活基盤確保への強いニーズから災害時における有効な情報発信の多重化に向けた取組みが必要である。

③ 情報通信及び情報化の推進

本町の電気通信施設等の情報化の現状は、防災情報の伝達手段として、平成18年度に防災行政無線の整備を行い、平成22年度に白石町情報基盤整備事業により各戸への情報伝達網の整備を行った。

白石町情報基盤整備事業は、ケーブルテレビ網を未整備地域へ整備することで、超高速ブロードバンド環境の整備と地上デジタル放送の視聴環境を整え、更にコミュニティチャンネルを使った行政情報等の発信を行うことで、多様化する町民のニーズに応えられる環境整備を図っている。

さらに、国では、超高速の移動通信システム「5G」や、現行のハイビジョン映像を超える超高画質の映像「4K・8K」への普及への施策が行われている。このようなサービスを受けるためには、町内への高速で大容量のデータを送受信できる「光回線（光ファイバー）」による情報基盤が必須となってきている。また今後、住民や企業からも、町の情報インフラとしての光回線（光ファイバー）での新たなサービス提供が望まれる。

(2) その対策

① デジタル化の推進

本町におけるＩＣＴの利活用が低迷していることから、ＩＣＴの恩恵を幅広く住民や企業等に実感してもらうためにも、情報通信基盤の効果的な活用促進や格差是正に向けた対応を図り、これまでのＩＣＴ化を踏まえつつ、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による住民の利便性向上に努める。

一方、ＩＣＴは利用者にとって便利な反面、これを悪用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃等の増加が社会問題化しており、適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要である。そのためにも、行政側の情報セキュリティポリシーに基づく対応はもとより、住民や企業等に対しても、情報セキュリティの重要性や情報モラルについての周知啓発の充実を図る。

また、既存のシステムに係る維持運営費については、費用対効果の観点からシステムの集約・統合による効率化を進め経費削減に努める。

教育の場においても、ＧＩＧＡスクール構想で導入した「児童生徒1人1台端末」を活用し、今後は、教職員への研修の実施等により効率よく授業等で活用していくよう支援に努める。

② 防災対策における情報化

全国で多発している自然災害の教訓をもとに、非常時における住民の避難を最優先とした対策を迅速・確実なものとするためにも、リアルタイムな防災情報の収集と、多くの手段で発信できるような防災情報システム整備など、情報発信の多重化に対応した伝達体制の整備を行う。

③ 情報通信及び情報化の推進

インターネットやケーブルテレビ網等の情報通信技術を活用し、日常生活のあらゆる面において情報伝達の迅速化や利便性の向上を図るため、民間通信事業者と協力しながら、より高速で大容量が送受信できる情報通信ネットワークの整備を行いながら、利活用を促進する。

また、行政手続において町民からニーズの高い手続きから電子化をはじめ、保健・福祉・医療・教育・産業等の各分野においても情報通信ネットワークの有効活用に努め、住民のだれもが利用しやすいシステムづくりを図るものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	・防災行政用無線施設	防災行政無線事業	町	
	・フロードバンド施設	情報基盤整備事業	町・民間	
	・その他情報化のための施設	防災情報システム整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	・デジタル技術活用	D×推進事業	町	
	(3)その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 町道・農道・林道の整備

本町の道路網は、国道207号、国道444号、県道武雄福富線および令和3年7月に開通した有明海沿岸道路の4路線が基幹道路として骨格をなしている。

国道207号は、町の中央を南北に縦断し、北は江北町を経て佐賀市に伸び、南は鹿島市を経由して長崎県に達する広域幹線道路であるが、歩行者等の交通安全対策が不十分であるため、今後は歩道整備の促進が必要である。国道444号は、町の東側を南北に縦断し、北方向は佐賀市等へ、南方向は鹿島市等へつながる幹線道路である。県道武雄福富線は、町の東西方向の主要幹線であり、現在、有明海沿岸道路のアクセス道路として整備が進められている。有明海沿岸道路の佐賀福富道路は令和3年7月に芦刈南IC～福富IC間（延長3.5km）が供用開始となり、計画区間内のすべてのICが供用された。これらの主要幹線に県道、町道さらには農道、林道が一体となり、町内の交通網を形成している。

今後は、有明海沿岸道路の開通による貨物自動車輸送の増加などによって、交通量の増加や車両の大型化・スピード化が予想される。

また、少子高齢化が進む中において、より一層安全で便利な道路整備が求められており、町内道路交通の円滑化や歩行者等の利便性の向上を図るため、長期的視野に立った道路整備を進めていく必要がある。

農道の整備については、各種農道整備事業により計画的に整備が行われてきた。しかし、機械の大型化、施設園芸の普及により資材・産物運搬に支障をきたす所もあり、また農地の高度利用の面から、今後も計画的な農道の整備が必要である。

林道については、本町の林野面積が1,067haと町土の約1割を占めており、そのうち、民有林が852haと79.9%を占めることから、林業の基盤充実のためにも林道や作業道の整備は必要である。

② 公共交通機関の確保

白石町内の中央部をJR長崎本線が縦断しており、肥前白石、肥前竜王の2駅があるが、いずれの駅も普通列車のみが停車する駅となっている。

なお、1日当たりの乗車人数は、肥前白石駅が約600人、肥前竜王駅が約180人となっている。肥前白石駅の利用者数は近接する肥前山口駅や肥前鹿島駅と比べ約6割程度である。

白石町内の路線バスは、祐徳バスが国道207号を通り、佐賀市から鹿島市を結ぶ1路線のみを、1時間に1本程度の頻度で運行している。

なお、当該路線の1日平均利用者は約240人で、平均乗降密度は1.6人となっている。

国道207号沿線以外の地域では、平成17年度から町がコミュニティタクシー「いこカー」2路線を運行している。また、町内を4地域に分けて、事前予約制で運行する「予約制いこカー」を平成22年7月から開始している。

また、小城市と共同で運行を行っているコミュニティバス「あいのりタクシー」が、道の駅しろいしとJR牛津駅を、国道444号を介して結んでいる。

近年の自家用車保有率の増加により、路線バスやコミュニティバス等においては利用者の減少が進んでおり、運行路線の廃止や減便、料金改定を余儀なくされているのが現状である。しかし、高齢者等の移動制約者にとっては、通院や買い物の足として不可欠であり、今後も地域住民のニーズにあった交通体系の維持・確保が求められている。

（2）その対策

① 町道・農道・林道の整備

国・県道および有明海沿岸道路への接続の円滑化や道路ネットワークの構築により社会・経済活動の活性化、地域の自立促進、地域間交流の促進を図る。

生活道路等においては、居住地区内の自転車、歩行者の利便性を図るための交通環境の整備を推進する。

交通基盤である高齢化する道路ストックに対応した計画的、効率的な管理を推進する。

② 公共交通機関の整備

町民の重要な足であるJR長崎本線や国道を走る路線バスについては、町内の基幹的な公共交通機関として位置づけ、地域の活性化や高齢者等のための路線維持と運行便数の確保に努める。

また、これらの公共交通機関を補完するため、実施しているコミュニティバス・タクシー事業の継続を行うことで、全町的な公共交通空白地の解消を図るものとする。そのためには、利用者の増加に向け関係機関や利用者の利便性を考慮しながら創意工夫を行っていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道	<p>道路新設・改良事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道網代西多田線 ・町道揚田吉村線 ・町道築切北川線 ・町道太原小島線 ・町道福吉5号線 ・町道遠江搦2号線 ・町道遠江搦3号線 ・町道遠江搦6号線 ・町道今泉東線 ・町道西南線 ・町道第一東区線 ・町道第一田渕西線 ・町道西南共栄線 ・町道百貫古渡線 ・町道竜王線 ・町道深浦中央線 ・町道新地方西部線 ・町道第二東区線 ・町道下区北区線 ・町道住ノ江海岸線 ・町道三本松南部線 ・町道新通東小線 ・町道今泉深通線 ・町道太原本線 <p>道路改築・修繕事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道遠江搦線 ・町道福吉4号線 ・町道南三・香焼線 ・町道大戸片町線 ・町道太原小島線 ・町道太原本線 ・町道戸ヶ里中央線 ・町道昭和掘旧堤防線 ・町道廻里津大和線 ・町道太原中一の館線 ・町道直江線 ・町道東上桧木線 ・町道干拓線 ・町道新拓本線 ・町道大戸第1号線 ・町道古賀辺田線 ・町道代行西線 ・町道福吉6号線 ・町道海蔵寺南北線 ・町道順豊鹿清線 <p>通学路整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道六府方南方線 ・町道太原本線 ・町道海岸南北産業線 ・町道廿治大井線 ・町道横手福田線 ・町道築切北川線 <p>・橋りょう</p> <p>・その他</p> <p>町道東区干拓線道路休憩施設整備事業</p>	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	・公共交通	<p>コミュニティタクシー運行事業</p> <p>生活交通路線欠損補助事業</p> <p>地域公共交通計画策定事業</p>	町	
	(10)その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道施設

水道事業が直面する課題として、人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設の老朽化などがある。これらの課題を解消するため、令和2年3月31日をもって白石町水道事業は廃止し、令和2年4月1日から多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団の水道事業を統合し、佐賀西部広域水道企業団が水道事業を創設し経営を開始した。

水道事業が抱える課題については、水道事業の経営体である佐賀西部広域水道企業団と連携していくことが必要である。

② 下水道等汚水処理施設

令和2年度末の本町の汚水処理人口普及率（特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併浄化槽）は71.0%となっている。

近年、本町においても都市化の進展、生活様式の近代化により各家庭から排出される生活雑排水等の公共用水域への流入が増大し、汚水が未処理のまま公共用水域に流出するなど水質の汚濁が進んでいる。また、農村集落地区でも同様に農業用水等の水質汚濁や農業用排水施設の機能低下等により、生活環境が悪化しているのが現状である。

このため、家庭雑排水とし尿をあわせた汚水処理施設を全町的に整備し、居住区周辺の環境改善に努める事が急務となっている。

③ 廃棄物処理施設

近年の廃棄物処理を取り巻く状況は、排出量の増大や質の多様化また、最終処分場の不足、施設整備の困難性などが深刻な問題となっている。

こうした状況を踏まえ、本町では循環型社会形成実現のために「町民・事業者・行政の協働の実現」「4R運動の推進」「環境負荷の少ない処理システムの構築」を柱にした「第2次ごみ処理基本計画」を策定し、安定した効率的な適正処理に努めながら、ごみ減量化施策の実施、13品目の分別を通じたリサイクルの推進を行っている。

しかし、1人1日当たりのごみの排出量は、横ばいにあるものの、リサイクル率は19.0%（令和元年度実績）と減少傾向に推移しているところであり、より一層のごみ減量化への取り組みや、リサイクルの推進が求められているところである。

また、3市4町で構成している杵藤地区広域市町村圏組合のごみ処理施設「杵藤クリーンセンター」の施設老朽化により、4市5町を構成市町とする新たな枠組みで佐賀県西部広域環境組合のごみ処理施設「さが西部クリーンセンター」が平成28年1月より稼働を行っている。

④ し尿・浄化槽処理施設

1市3町で構成している杵東地区衛生処理場組合のし尿処理施設「杵東地区環境センター」については、昭和59年12月より稼働を開始し、現在に至っている。杵島郡3町で新たなし尿処理施設を建設中で、令和4年3月に供用開始予定である。

⑤ 火葬場施設

3市3町で構成している杵藤地区広域市町村圏組合の火葬場施設「杵藤葬斎公園」は、昭和50年に供用開始以来、約45年が経過し、建物・設備の老朽化が進行し、炉内の修繕に多額の維持管理費がかかっている状況にある。

また、待合室や駐車場の不足など解決しなければならない問題があるため、現在、杵藤葬斎公園を新たに整備している。

⑥ 消防・防災施設

本町の消防体制は、非常備消防として、1本部・10分団で構成される消防団から組織されているほか、常備消防として、昭和48年に杵藤地区広域市町村圏組合で設置されている広域常備消防が設置されており、互いに連携して消火活動や防災活動を行っている。

しかし、消防団においては、人口の減少や就業構造の変化等により、団員の確保や昼間の消防力の維持等が問題となっている。また各消防分団の消防自動車や消防ポンプの更新や防火水槽、消火栓等の消防水利の充実も課題となっている。

本町では、防災全般の総合的な指針となる白石町地域防災計画について毎年度見直しを行っている。今後も、この計画に基づき、自主防災体制の整備促進と町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制を早期に確立するとともに、災害の未然防止に向けた治山・治水対策も進めていく必要がある。

⑦ 公営住宅

本町の人口は年々減少を続けており、さらに今後も減少していくことが想定されている。総合計画の意識調査などからは、町民の多くは今後も白石町に住みたいと考えている事が明らかになっているが、地盤沈下や農業振興地域の指定等により、居住地が限定されていることもあり、町では空き家・空き地バンク事業等を推進し、空き家の有効活用を計画しているところである。

また、町営住宅は、11団地194戸を整備・管理しているが、中には建設から60年以上経過している木造の団地があり、建て替え時期を迎えていた。平成23年度から旧福富庁舎跡地を建設用地として、福富地域内の栄町住宅と寿町住宅の建て替えを実施した。白石地域内の馬洗住宅、船津住宅、廿治住宅、中郷住宅は入居者の退去後に用途廃止を行っている。

今後とも、高齢者や障害者、子育て家庭等が安全で安心して暮らせる住まいづくりといった視点に立ち、また令和2年度に策定した「白石町公営住宅等長寿命化計画」や住民ニーズを考慮しながら、住宅の改善を計画的に進めていく必要がある。

⑧ その他（治水・治山対策）

本町は、約85%が平坦地で、有明海の満潮時にはほとんどが海面下という低平地帯であり、北と南を川に挟まれており常に水害の危険にさらされている。

町内の河川については、有明海の潮の干満差が大きいため感潮河川となっており、河岸には有明海より遡上する浮遊粘土（ガタ土）が堆積している状況である。

このような特性に対し、治水対策として河川激甚災害対策特別緊急事業、地盤沈下対策河川事業、高潮対策事業等により河川整備が行われてきた。これらの事業により、家屋の浸水被害、道路の冠水は徐々に解消されてきたが、近年の豪雨被害等、まだ一部の地域では浸水被害の解消が図られていない状況にある。

また、河川施設の老朽化及び近年の地球温暖化による気候変動への対応など、治水対策が更に重要となっている。

(2) その対策

① 上水道施設

安全で安心な水道水を安定して供給できるよう、水道事業の経営体である佐賀西部広域水道企業団と連携していく。

② 下水道等汚水処理施設

白石町汚水処理整備構想を基本に、地域にあった最適な汚水処理施設の整備を経済的、効率的に取り組むとともに下水道事業の健全化に努めている。

特定環境保全公共下水道事業については、平成20年7月に事業認可を得て整備に着手し、平成25年12月に供用開始し、計画区域を137haから89haへ縮小し、令和8年度までに整備完了予定である。

また、農業集落排水事業については、5地区（下区地区、住ノ江地区、牛屋西分地区、牛屋東分地区、須古地区）254.2haの整備を完了している。

上記集合処理区域においては、処理施設の適正な維持管理と接続加入促進に努める。集合処理区域以外の区域においては、公共用水域の水質改善のため合併浄化槽の推進を図っていくため、個人設置に対する設置補助を行っていく。

③ 廃棄物処理施設

リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4R運動を推進する中で、家庭や事業所における取組みへの啓発活動を積極的に行い、ごみを出さないライフスタイルへ転換する気運を醸成する。

ごみ処理施設については、県西部の4市5町で構成される佐賀県西部広域環境組合の「さが西部クリーンセンター」において安定的な廃棄物の処理を目指していく。

また、住民や事業者が主体となって行う清掃活動等の地域での環境美化活動にも積極的に支援を行う。

④ し尿・浄化槽処理施設

し尿・浄化槽処理施設については、杵島郡3町で新たなし尿処理施設を建設中で、令和4年3月に供用開始予定である。

⑤ 火葬場施設

火葬場施設は、3市3町で構成している杵藤地区広域市町村圏組合において、施設の早期完成を目指し、現在、事業を推進している。

⑥ 消防・防災施設

消防自動車や消防ポンプ等については、経年劣化により機能が低下していくため、耐用年数等を考慮し隨時その更新にあたる。

地域防災計画に基づき、町全体での総合的な防災体制の確立を図る。特に町民の防災意識の啓発や、地域防災の要となる自主防災組織の育成を推進する。

また、水害や土砂災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、土砂災害危険区域やハザードマップの周知を行うとともに、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進する。

⑦ 公営住宅

「白石町公営住宅等長寿命化計画」などに基づき、住宅の建替え及び改修・改善を実施するとともに、管理戸数の適正化を図る。

また、生活様式の多様化や生活水準の向上などのニーズに対応した良質な住宅を供給するとともに、高齢者や障がい者、ユニバーサルデザインの考え方配慮した安全で快適な住環境の整備を図る。

⑧ その他（治山・治水対策）

六角川や塩田川流域など、町内における内水氾濫の被害軽減について、令和4年度策定した「流域治水対策計画」に基づき、関係機関と連携し、内水対策を実施している。また、近年の大雪等による急傾斜地の崩壊防止についても、治山対策を促進していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(2) 下水処理施設			
	・公共下水道	特定環境保全公共下水道整備事業	町	
	・農村集落排水施設	農業集落排水機能強化事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	・し尿処理施設	汚泥再生処理センター整備事業	一部事務組合	
	(4) 火葬場	葬斎公園事業	一部事務組合	
	(5) 消防施設	消防車両整備 消防ポンプ整備 格納庫整備	町	
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	・環境	空家対策費	町	
	(8) その他	治山・治水対策事業 道路新設・改良事業（文化通り） 公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、令和2年9月末現在で7,881人、高齢化率は35.0%と、全国や佐賀県平均を上回っている。高齢者人口の増加に伴い、介護保険の要介護(支援)認定者数も令和2年9月末現在で1,502人に達し、高齢者の約2割が何らかの支援を必要としている。

また、認知症や一人暮らしなどの高齢者も増えており、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けることができるよう、在宅生活を支えるための医療・介護・福祉の連携、さらに地域においては、元気な高齢者が社会参加できる機会を増やし、在宅生活のための支援事業や健康を支える介護予防事業など、支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりが急務となっている。

② 児童福祉

全国的な少子化の傾向と同様に、本町の児童人口も減少している。将来推計でも、児童人口は減少傾向となり、今後も少子化が続くことが予想される。

次代を担う子どもを育てることは、町の未来を創ることであり、子育ては町全体の課題である。安心してのびのびと子どもが育つことができるような環境づくりを進めるとともに、地域住民がそれぞれに役割を担い、助け合いや協力をし、地域一丸となって子どもを育していくことができるよう、令和2年3月に「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

③ 障害者福祉

本町の障害児・者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和2年3月31日現在で1,901人、総人口に占める割合は8.4%であり、町民の約12人に1人が身体、知的又は精神に障害があるという状況である。特に知的障害者と精神障害者は年々増加している。

さらに、精神通院医療支給認定者も増加傾向にあり、また、発達障害やその疑いがある子どもの数も増加傾向にある。

このように、何らかの支援を必要とする方は、今後ますます増加するものと思われる。

また、介護者の高齢化に伴い、親亡き後の支援の充実も求められており、障害のある方が住み慣れた地域で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、住まいの場の確保と日中活動の場の確保並びに就労支援の充実が求められている。

（2）その対策

① 高齢者福祉

「白石町高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図る。

また、既存の介護保険サービスや福祉サービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実を図るために、担い手の養成やサービス提供主体間のネットワークの拡大に努める。

高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくり・健康づくりを推進するため、老人クラブ、サロン、サークル活動などへの継続的な支援を実施するとともに、活動の拠点となる老人福祉センター等の整備・提供に努める。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加すると見込まれており、認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者とその家族を見守り、支援することが必要である。そのため、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努め、当事者やその家族を含めた交流を促進する。

② 児童福祉

令和2年3月に「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定。子育ての様々な悩みやニーズに対応できるような子育て支援の量、質の充実に取り組み、子育て支援のネットワークの強化や子育ての情報提供を行うとともに、不妊治療支援、妊婦健康診査、予防接種や乳幼児健康診査などをはじめとした母子保健事業の推進を図る。

また、児童福祉施設については、地域の状況を把握し、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業に取り組む。

保育園については、地域や保護者のニーズに合ったサービスの充実や老朽施設の整備を図る。

子どもの医療費助成については、今後も継続して実施することにより、子育て中の家庭の経済的負担の軽減に努める。

③ 障害者福祉

本町では、「白石町障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を策定し、地域において必要な、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の各種サービスが計画的に提供されるよう、障害福祉サービス等に関する数値目標の設定および各年度におけるサービスの必要量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保の方策を定めており、本計画に基づき障害のある方の地域生活の支援の促進を図る。

また、療育を必要とする児童の早期発見・早期支援のため、乳幼児健診等のスクリーニングを活かし、保健、医療、教育等の関係機関との情報共有と連携により、早期療育

の実施に努める。

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に努める。さらに、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、社会的障壁の除去に努める。

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 ・保育所	保育所等施設等整備事業	町・民間	
	(2)認定こども園	保育所等施設等整備事業	町・民間	
	(3)高齢者福祉施設 ・老人福祉センター	老人福祉センター整備事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉	学童保育事業 乳幼児健康支援一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業 敬老の日記念事業 生きがい活動支援通所（デイサービス）事業 食の自立支援（配食サービス）事業 地域活動支援センター事業	町	
	・高齢者・障害者福祉	不妊治療支援事業 子どもの医療事業	町	
		放課後児童クラブ施設整備事業 公共施設等総合管理計画事業	町	
	(9)その他		町	
			町	
			町	
			町・民間	
			町	
			町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

全ての町民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとらえ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるよう、一人一人が疾病を予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要である。

しかし、生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患の三大生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、全死亡に占める割合が6割程度を推移しており、成人期から高齢期にかけて増加していく傾向にある。

こうした中で、町民が必要な時に、身近なところでより質の高い医療サービスを安定的かつ効果的に提供することが重要な課題となっている。

現在、町内には、令和3年3月現在で、病院5施設、診療所17施設、歯科診療所10施設の医療機関があり、県全体の中でも医療施設水準は高い状況にある。

しかしながら、診療科目によっては不足を生じているものもあり、これらの充足を図っていく必要がある。救急医療については、在宅当番医制により休日・夜間の診療を行っている。

医療需要は今後、高齢化の進展に伴い、ますます増大し、質的にも多様化・高度化していくと考えられる。町民の生活活動を踏まえた医療・保健・福祉とも連携を図り、ネットワーク化による地域医療体制を確立していく必要がある。

(2) その対策

- ① 初期医療から専門医療まで、住民が身近で安心して医療サービスが受けられるよう、医療機関や関係団体との連携協力のもとに地域医療体制の整備充実に努める。
- ② 医療と保健、福祉分野の有機的な連携を強化し、生活指導や健康管理、在宅医療の推進など包括的な医療サービスの充実に努める。
- ③ 救急医療の確保・充実を図るため、医療機関の協力のもとに在宅当番医制度の充実を図り、初期救急医療体制の確立を図る。
- ④ 在宅当番医制度と救急医療二次病院との連携強化など、広域的・体系的な救急医療体制の整備を図る。
- ⑤ 各種健診、がん検診等の充実及び受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づく保健指導を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	・その他	地域医療体制事業	町	
		予防接種事業	町	
	(4) その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

幼児教育・学校教育においては、豊かな個性や社会性の育成を通じて、生涯学習の基礎となる確かな学力や、たくましく生き抜く健康や体力、豊かな人間性の醸成など、重要な役割を担っている。

しかし、全国的に少子化傾向にある中、本町の児童・生徒数も著しく減少傾向にあり、今後もその傾向が続いていると予想される。その結果、1学年1学級といった小規模校、20人に満たない学級が増加しているのが現状である。学校・学級の小規模化は、児童・生徒の学校における人間関係や教職員の配置の問題、部活動の問題など教育環境面において、様々な影響を及ぼすことが考えられる。

また、遊びやライフスタイルなどの子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、これまで当たり前のように育まれた人との付き合い方、思いやりの心、集団のルールを守る協調性等の社会性の獲得が弱まっている現状がある。そのため、ある程度の規模の集団の中で社会性を育み、世の中をたくましく生き抜く力を育む必要がある。

さらに、別の課題として学校施設の老朽化が進み、これに対応する財源の不足も看過できない状況となっており、子どもたちが安心して学校生活を送るための環境整備が急務となっている。

今後は、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を図りながら、それぞれが創意工夫を凝らし、特色ある教育活動の推進と、開かれた学校づくりに取り組む必要がある。そのため、各園・各学校が連携を図りながら、子どもたちの育成に努め、基礎学力の定着を図る必要がある。

また、幼児教育・学校教育を推進するためには、安全・安心な施設・設備の整備が大切であり、施設の改修、グラウンド整備などを計画的に実施し、子どもたちの「知」・「徳」・「体」の調和のとれた健やかな成長を助長するとともに、学校給食の内容・施設の充実に努めていかなければならない。

生涯学習においては、生活水準の向上や、余暇時間の増大などを背景として、町民一人一人が、生涯にわたって生きがいをもち、心豊かで充実した人生を送るために生涯学習への意欲が高まっている。

また、学習ニーズも高度化、多様化して、社会教育分野の領域を超えた学習活動および生涯の各段階における学習活動が求められている。

スポーツは町民の心身両面にわたる健康の保持・増進や生活習慣病の予防に大きく貢献し、医療費の削減に繋がることが期待されるとともに、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化にも繋がるものである。

健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなど、生活の質を高めることを目的としたさまざまな町民のニーズに応えるためにも、各種のスポーツ・レクリエーション施設の一層の整備と、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるように、指導者の育成、普及活動などを総合的に推進していく必要がある。

（2）その対策

① 幼児教育の充実

幼児教育については、遊びや体験等を通して、豊かな人間性を育て、正しい生活習慣や社会性を身につけることができるよう、教育内容の充実や環境の整備に努める。

また、家庭、地域、教育機関等の連携を強化し、適切な子育てへの支援を図るための情報提供や相談・指導体制の充実に努める。

② 学校の再編

児童・生徒数が減少し学校・学級の小規模化が進行していく中、子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性を養い、向上心、想像力を培い、生きていく力を身につけていくように適正な集団規模を確保し、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるために学校再編を進める。

再編を進めるにあたり、中学校再編を喫緊の課題として捉え、小学校再編に先駆け3中学校を1校に再編し令和6年4月に新「白石中学校」を開校する。

引き続き令和5年6月に策定した「白石町立小学校再編計画」に基づき、8小学校を3校への再編を進めていく。令和8年4月の「有明小学校」、令和12年4月の「白石地域新設小学校」の開校に向け、施設整備や開校準備を行っていく。

③ 学校教育の充実

学校施設の老朽化については、子ども達の安全を大前提に、将来を見据えて学校再編と長寿命化（予防保全）を考慮しながら、各小・中学校の校舎、屋内運動場等の施設改修に取り組んでいく。

また、学校ICT環境については、GIGAスクール構想で導入した「児童生徒1人1台端末」を活用し、大型提示装置や校務用パソコン等の整備を図る。

④ 学校給食の充実

令和3年3月に「白石町学校給食調理場統合再編計画」を策定し、共同調理場（センターワン方式）1調理場と単独調理場方式5調理場の町内全6調理場を1共同調理場（センターワン方式）に再編する。

そのため、令和4年度から令和5年度にかけ新給食センターの建設を行う。以降、令和6年9月の給食の提供開始に向けた準備を行う。

⑤ 生涯学習の推進

生涯を通じて、自己表現を目指して主体的な学習活動を続けられるよう、教育分野をはじめ社会教育関連団体などの連携強化のもとに総合的な学習環境の整備を図り、生涯学習の一層の推進に努める。

地区公民館を中心として、特色と魅力のある各種教室・講座の充実を図るとともに、地域に開かれた自治公民館活動を推進する。

⑥ 青少年の健全育成

学校・家庭・地域の連携を強化し、青少年教育の充実を図り、保護者が正しい知識と理解をもって家庭教育が行われるよう、学習機会・情報を提供するとともに、相談体制を整備する。

また、子どもクラブや子ども浮立などの活動を促し、地域に根ざした青少年活動の支援、団体の育成に努める。

⑦ スポーツの振興

すべての町民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努める。

また、「スポーツ・健康増進のまち宣言」の宣言目標の達成に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	・校舎	学校施設整備事業	町	
	・屋内運動場	学校再編施設整備事業		
	・屋外運動場			
	・水泳プール			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	・義務教育	学校ＩＣＴ環境整備事業 学校統合再編施設整備事業（スクールバス運行事業）	町	
	・生涯学習・スポーツ	青少年育成費	町	
		スポーツ人材育成補助事業	町	
		歌垣の郷ロードレース大会費	町	
		スポーツ・健康増進のまち事業	町	
	(5) その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方方に沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、住民にとって身近なコミュニティとして、日常生活での生活扶助をはじめ、地域資源の保全管理や、伝統文化の継承等が行われている。

しかし、少子高齢化・過疎化が進行すると同時に、担い手や後継者の不足などで、既存の集落単位の取り組みだけでは地域を維持することが難しくなってきている。

また、ライフスタイルの変化による価値観や考え方の多様化、地域内交流の減少による連帯感の希薄化など、新たな地域課題も生じている。

このため、地域と行政が協働して、多様な主体の参加による地域運営の仕組みづくりを進め、自らの地域を創造していく意識醸成、活動拠点の整備、地域リーダーの育成等が一層重要となっている。

(2) その対策

- ① 独居世帯や高齢者の安否確認や見守りを、行政区や民生委員など地域の各種団体が連携して定期的に実施するとともに、医療機関・警察署等とも連携し、住民が安心して、生きがいを持って暮らせる環境づくりを行う。
- ② 地域の各種団体や住民が連携して、単独の集落だけでは解決できない地域課題の解決や、地域活性化を目指して活動する地域づくり協議会の設立及び運営支援を行う。
- ③ 地域住民活動の拠点として、コミュニティセンターや集会所など既存施設の改修や、統合する公共施設の利活用を検討する。
- ④ 集落の活性化を図るために、地域活動の中心的役割を果たす地域リーダーとなる人材の育成や、地域活動のサポート体制の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	・集落整備	緊急通報体制等整備事業 地域づくり協議会設置支援事業	町 町・協議会	
	(3)その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、豊かな風土と長い歴史と伝統に育まれて発展してきており、数多くの有形・無形の文化財が町民により今日まで大切に保存・伝承されている。

これらの文化財は、自然環境に対応した生活の歴史であるとともに、白石の歴史そのものもある。しかし、現状として町民の方への広報・啓発は充分とは言えず、町民の白石の歴史と文化財についての認識が高いとは言えないのが現状である。

町民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるためにも、価値ある文化財や日常生活の中で育ってきた文化を後世に伝えるとともに、積極的に公開・活用していくことが必要である。

また、人々の価値観がますます多様化する中、精神的な豊かさや生活の質を重視する傾向が強まり、芸術文化への関心が高まっている。

本町では、文化連盟を中心となって多種多様な芸術・文化活動が展開されており、こうした活動は町の活性化と密接に結びついていることから、誰もが気軽に芸術・文化にふれ、活動することができる環境づくりを一層進めていく必要がある。

(2) その対策

① 文化財の保存・活用

文化財の保存に努め、次世代に伝承していく。指定文化財所有（管理者）や関係機関・団体との調整を図り、町民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めていく。

② 芸術・文化の振興

町民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進するため、文化連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図り、指導者の育成確保に努めるとともに、伝統芸能・地域行事や祭り等についても、保存団体の育成等を通じて積極的にその保存・伝承に努める。

また、文化連盟や財団法人 白石町文化振興財団と連携し、文化祭の統合・内容の充実をはじめ、文化講演会やコンサート等の魅力ある文化行事の企画・開催を進め、活動成果を発表する機会や多様な芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	・地域文化振興	文化活動推進・文化財保護事業	町	
	(3)その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地中熱といった自然界に存在するエネルギーである。一方、石油や石炭、天然ガスといった化石燃料は、使用時に二酸化炭素を排出することや限りある資源であることから、可能な限り消費量を削減していく必要がある。

本町としての再生可能エネルギーの導入状況は、数か所の公共施設への太陽光発電設備の設置に留まっている。

民間側に目を向けると、町内のいたるところに企業や個人所有の施設が無秩序に設置されており、それに伴う景観の阻害や森林伐採等による自然環境への悪影響や、発電事業終了後に設備が放置されることが懸念される。

(2) その対策

脱炭素社会に向けた手段の一つとして再生可能エネルギーの普及が求められていることから、町所有の各種施設に対し、長期的に導入を検討していく。

民間の取組については、既存施設の所有者に適切な管理運営を求め、新たな計画については、地域の生活と共存した開発となるよう求めてことで、町内の住環境や自然環境への悪影響が拡大しないよう努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(3) その他	公共施設等総合管理計画事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

誰もが心豊かに暮らしていくためには、男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に發揮できる社会づくりが必要である。

(2) その対策

男女共同参画の推進

家庭、地域、職場などあらゆる場面・機会において、男女平等が尊重されるよう意識啓発や学習機会の提供を行うとともに、仕事と家庭の両立が可能となる環境の整備等により、男女共同参画を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業 (2)その他	男女共同参画推進事業 公共施設等総合管理計画事業	町	
			町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

白石町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、【町民サービスが著しく低下しないように、「持続的な行財政運営」と「適切な公共サービスの提供」の両立を基本目標とする】としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指す。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成		
	<p>空き家・空き地バンク事業 【事業内容・必要性・効果】 ・物件の利用希望者と物件所有者をマッチング・成約させることで、町内の空き家・空き地の利活用と移住・定住の推進及び地域の活性化を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町内に現存する空き家・空き地の利活用により、町民の生活環境等に悪影響を及ぼすことを事前に防止することで、本町への移住・定住の推進や地域の活性化が見込まれる。</p>	町
	<p>移住・定住促進事業 【事業内容・必要性・効果】 ・町内への移住・定住を促進するための支援を行い、持続可能な地域づくりを推進する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・幅広い地域からの移住・定住の実現により、人口減少の抑制が見込まれる。</p>	町
	<p>住まいの“しろいし”応援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・夫婦共に39歳以下または中学生以下の子供がいる世帯が住宅を取得、もしくは親との同居を目的に住宅を改修する場合に補助金を交付して定住を支援する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・若者世帯や子育て世帯が定住することにより、人口減少の抑制に寄与することができる。</p>	町
	<p>東京圏在住者移住支援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）からのUJTIターンによる移住促進および起業・就業者の創出を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・移住・定住の実現による、人口減少の抑制が見込まれる。</p>	町
	<p>まちおこし事業補助 【事業内容・必要性・効果】 ・町民の融和と地域の活性化及び町外からの観光客流入を目的に、白石町の自然や特産品を活用しイベント企画、実施する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・イベントを通じ観光資源の維持・保存、環境美化、緑化推進などの啓発につながる。また、本町の観光、産物のPRが見込まれる。</p>	町
	<p>若年者地元定着促進事業 【事業内容・必要性・効果】 ・町内に居住し県内で就職する、あるいは、町外に居住していても町内で就職、起業する次世代を担う人材を増やすため、町内にある高等学校と企業等が連携した取り組みを行う。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・将来的な関係人口の創出や地元定着及び郷土愛の醸成を図ることができる。</p>	町
	<p>婚活サポート事業 【事業内容・必要性・効果】 ・婚活サポーターを設置し、結婚希望者のサポートを行うことにより、未婚化、晚婚化に歯止めをかける。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・晚婚化対策、少子化対策及び定住促進につながることが見込まれる。</p>	町
	<p>結婚新生活支援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・新婚世帯の新生活を経済的に支援することで希望を叶え、少子化対策及び定住促進を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・本町の少子化対策及び定住促進が見込まれる。</p>	町

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
---------------	------	------

3 産業の振興

<p>しろいし農業塾 【事業内容・必要性・効果】 ・県外から移住および就農して頂くために希望者を広く募集し、農業研修生として農業全般に従事し、農業の担い手としての自立を目指す。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・農業の担い手および定住者の確保により、白石町農業の後継者不足の解消と定住人口の増加を見込める。 </p>	町
<p>経営継承・発展等支援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を確保するため、家族農業経営をはじめとする担い手の経営を継承し発展させることを目的とする。後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組の支援を行う。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・農業従事者の高齢化を抑制し、将来にわたって地域の農地利用等を担う若い経営体の確保ができる。 </p>	町
<p>企業誘致対策推進費 【事業内容・必要性・効果】 ・町内への企業誘致活動を実施する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町内への企業進出により雇用の場を確保することで、若い世代の町外流出を食い止められ、地域の活性化を図ることができる。 </p>	町
<p>ふるさと応援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・ふるさと寄附金を周知するための広報を重点的に行い、全国から継続的な応援者を集めることができ、併せて特産品と6次産品のPR促進も期待できる。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・ふるさと寄附金により重要施策の財源積立金が確保できる。また、特産品のPR事業とコラボすることにより、全国に白石町をPRすることができる。 </p>	町
<p>しろいしブランド確立対策事業 【事業内容・必要性・効果】 ・特産品のPR活動を行い「しろいしブランド」の名と、産物の良さを広め、本町産物の有利販売に向けた各種施策を講じる。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町・農協・商工会・漁協その他関係機関との連携が図られ、特産物等の消費宣伝活動が見込まれる。また、マスコミ、広告媒体を活用して、本町のPR及び玉葱・レンコン等農産物の消費宣伝が図られる。 </p>	町
<p>新規農産物作付拡大推進事業 【事業内容・必要性・効果】 ・町内で、まだ生産量が少ない農産物の種苗、苗木等の購入費用を助成することにより、新規農産物の作付け面積の拡大を図り新たな産地形成を目指す。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・新規農産物の作付け拡大を図ることにより、新たな特産物としての所得向上が期待できる。また、出荷先の開拓を行うことで、生産農家の所得向上を図り安定的な収入確保することができる。 </p>	町

4 地域における情報化

<p>DX推進事業 【事業内容・必要性・効果】 ・デジタル技術を活用し、業務効率化を進めながら、住民サービスの向上に寄与する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・庁舎内での迅速な業務フローの確立や事務処理の負担低減による業務効率化、および生産性の向上が見込まれる。 </p>	町
---	---

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
5 交通施設の整備、交通手段の確保		
	<p>コミュニティタクシー運行事業 【事業内容・必要性・効果】 ・交通移動制約者などの地域生活の向上や町の活性化のため、コミュニティタクシーの運行を支援する。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町内交通として、生活に必要な移動手段を確保することにより、将来も安心して暮らせる町づくりにつながる。</p>	町
	<p>生活交通路線欠損補助事業 【事業内容・必要性・効果】 ・地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、生活交通路線の運行を行う乗合バス事業者に対し、沿線自治体で支援する。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・白石町民の足として、生活に必要なバス路線を確保することにより、将来も安心して暮らせる町づくりにつながる。</p>	町
	<p>地域公共交通計画策定事業 【事業内容・必要性・効果】 ・交通弱者などの地域生活の向上や町の活性化のため、住民がより利用しやすい交通手段を確保するため将来を見据えた具体的な施策の検討を行い計画を策定する。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、運送サービスの持続可能な提供を確保することができる。</p>	町 ・協議会
6 生活環境の整備		
	<p>空家対策費 【事業内容・必要性・効果】 ・空家等の管理の適正化を図ることにより、地域環境の保全を図る。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・地域環境の保全、空家等の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することができる。</p>	町
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
	<p>学童保育事業 【事業内容・必要性・効果】 ・核家族化や女性の就労が増加しているため、保育に欠ける小学校児童を対象に、学校の余裕教室等で保育することにより、児童の健全育成を図る。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・保護者の就労支援、児童の健全育成に寄与することができる。</p>	町
	<p>乳幼児健康支援一時預かり事業 【事業内容・必要性・効果】 ・児童が病気中または病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、専用スペースにおいて一時に預かる事業。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することができる。</p>	町
	<p>地域子育て支援拠点事業 【事業内容・必要性・効果】 ・子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整え、きめ細かな子育て支援サービスを提供し子育て支援機能の充実を図る。((①地域子育て支援拠点事業 ②一時預かり事業))</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭の身近な拠り所として、異世代交流、父親の育児参加、地域コミュニティ活性化を図れる。また、一時預かり事業は、保護者の就労形態の多様化、疾病等、育児に伴う心理的、肉体的負担の軽減が期待できる。</p>	町
	<p>敬老の日記念事業 【事業内容・必要性・効果】 ・長年にわたり、地域社会に貢献された高齢者に対し敬意を表し、長寿祝金、敬老記念品を贈呈し、地域をあげて長寿を祝福する。</p> <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・地域の敬老意識の高揚につながり、明るく豊かな長寿社会を築くことができる。</p>	町

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
	<p>生きがい活動支援通所（デイサービス）事業 【事業内容・必要性・効果】 ・日常動作訓練、趣味活動、生きがい活動等の各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上等を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・高齢者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上等を図り、自立した生活を継続することができる。</p>	町
	<p>食の自立支援（配食サービス）事業 【事業内容・必要性・効果】 ・食事の調理が困難な高齢者世帯等に、栄養バランスのとれた食事を訪問により提供し、安否の確認を行うことで自立した在宅生活の継続を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・高齢者のみ世帯が見込まれるなか、高齢者が在宅で自立した生活を継続することができる。</p>	町
	<p>地域活動支援センター事業 【事業内容・必要性・効果】 ・在宅の障がい者等を町内福祉施設に通所させ、創作的活動及び生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・障がい者が日中通所できる場として、社会との交流の促進が図られ、自立に向けた支援ができる。</p>	町 ・民間
	<p>不妊治療支援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・高額な不妊治療を受ける夫婦に対して、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成することにより、医療費の負担軽減を図ることを目的とする。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・不妊治療を受ける夫婦に対して、高額な医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減が図られ、少子化対策の一助となることが見込まれる。</p>	町
	<p>子どもの医療事業 【事業内容・必要性・効果】 ・出生から高校生世代までの子どもの医療費助成により、疾病の早期治療と家庭の経済的負担の軽減に努める。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・出生から高校生世代までの子どもに対して医療費を助成することで、子どもの疾患の早期発見及び早期治療が出来るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることできる。</p>	町
8 医療の確保		
	<p>地域医療体制事業 【事業内容・必要性・効果】 ・地域住民がいつでも必要な医療を受けられるための救急医療体制を整備するとともに、緊急時の初期の救急救命の応急手当の充実を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・救急医療体制を整備することで、地域住民が必要な医療を受けられ、安心して生活ができる。</p>	町
	<p>予防接種事業 【事業内容・必要性・効果】 ・町内在住の乳幼児、小・中学生、高校生および65歳以上の高齢者の感染症の発生、重症化および蔓延を防し、住民の健康づくりに寄与する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・乳幼児、小・中学生、高校生および65歳以上の高齢者の免疫効果を上げることにより、感染予防と重症化防止につながることができる。</p>	町

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
9 教育の振興		
	<p>学校 I C T 環境整備事業 【事業内容・必要性・効果】 ・児童・生徒の情報活用能力の育成、教員の授業改善、校務の効率化を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町内小中学校で I C T 環境が整備されることにより、授業の改善や学習活動が一層充実し、多様な子供たち一人ひとりの主体的・対話的で深い学びにつながる。</p>	町
	<p>学校統合再編施設整備事業(スクールバス運行事業) 【事業内容・必要性・効果】 ・スクールバスを運行し、児童生徒の通学負担を軽減させる。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・遠距離通学となる生徒の、登下校時の安全・安心確保、交通事故削減が見込まれる。</p>	町
	<p>青少年育成費 【事業内容・必要性・効果】 ・青少年の健全育成を積極的に推進するために、自然体験をとおして子ども達の資質を高め、白石町の青少年リーダー育成をめざす。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 青少年育成事業をとおし、地元の人たちの指導・協力・サポートによって、白石町の子ども達がたくましく元気に育ち、安全で明るい地域づくりができる。</p>	町
	<p>スポーツ人材育成補助事業 【事業内容・必要性・効果】 ・スポーツ団体・個人の育成と競技力向上を図るため、県予選等を経て全国・九州大会に出場する優良選手に旅費等の助成を行う。また、町内高校の部活動分野においても県予選を経て全国大会に出場する場合、町の P R が期待できるためその競技団体に助成を行い人材育成を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・全国大会・九州大会参加促進への環境整備により、スポーツ団体・個人の尚一層の育成と競技力向上を図ることができる。また、町内の高等学校が全国大会に出場することにより、町民のスポーツに対する意識を高めると共に、全国に「白石町」の知名度を高めることができる。</p>	町
	<p>歌垣の郷ロードレース大会費 【事業内容・必要性・効果】 ・歌垣の郷ロードレース大会を開催し、「白石町スポーツ・健康増進のまち」を全国的にアピールすると共に、町民の健康増進と町の活性化を図る。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・県内外から多くの参加者が来町され、町の活性化や P R ができ、町民のスポーツ・健康増進に対する意識の高揚が期待できる。</p>	町
	<p>スポーツ・健康増進のまち事業 【事業内容・必要性・効果】 ・スポーツ・運動を通して健やかでたくましい体をつくりを図り、住民の健康作りに寄与する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町民のスポーツ・健康増進に対する意識の高揚が期待できる。</p>	町

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
10 集落の整備	<p>緊急通報体制等整備事業 【事業内容・必要性・効果】 ・虚弱でひとり暮らしである高齢者等に、緊急時に迅速かつ適正に対応できる緊急通報システムを貸与し、在宅で安心して暮らせるように支援する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 今後も、独居老人宅が増加することが見込まれる中、ひとり暮らし高齢者等が在宅で安心して生活することができる。</p>	町
11 地域文化の振興等	<p>地域づくり協議会設置支援事業 【事業内容・必要性・効果】 ・これまでの行政主導ではなく、地域住民が主体となって課題解決に取り組むためのノウハウの習得や人材確保の支援を行うとともに、地域住民の積極的な参加の促進により、住民の声を行政に反映できる仕組みを構築する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・CSO（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体などの市民社会組織のこと）活動の活性化と町と協働するパートナーの創出が図れる。</p>	町 ・ 協議会
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<p>文化活動推進・文化財保護事業 【事業内容・必要性・効果】 ・伝承芸能・文化財の保護・活用をとおして、白石町の歴史への認識を深め、郷土に対する愛着心と誇りを醸成する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・地域文化の向上と活性化を期し、ふるさと白石町の歴史に対する興味関心を醸成し、郷土に対する誇りと愛着心の向上を期待できる。</p>	町
	<p>男女共同参画推進事業 【事業内容・必要性・効果】 ・職場、家庭、地域において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・町民の意識啓発を図ることに寄与し、具体的、総合的に男女共同参画社会づくりを推進できる。</p>	町